第七百二十七条の三　保険年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　企業年金監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

イ・ロ　（略）

三　東海北陸厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　企業年金監査官二人（九州厚生局にあっては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

２・３　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査企画情報課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

２　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

（削る）

（削る）

ロ　指定薬物専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

三　（略）

四　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

（削る）

（削る）

ロ　指定薬物専門官一人

ハ　再乱用防止対策官一人

五　（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（密輸対策課の所掌事務）

第七百三十二条の二　密輸対策課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

（密輸対策官の職務）

第七百三十四条の三　密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する事務を行う。

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　上席密輸対策官一人

ハ　密輸対策官三人

ニ　指定薬物専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

三　（略）

四　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　上席密輸対策官一人

ハ　密輸対策官二人

ニ　指定薬物専門官一人

ホ　再乱用防止対策官一人

五　（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、上席密輸対策官、密輸対策官及び指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（新設）

（上席密輸対策官及び密輸対策官の職務）

第七百三十四条の三　上席密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する企画及び調整に関する事務を行う。